

自治振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第33号

自治振興基金条例の一部を改正する条例

自治振興基金条例（昭和46年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、知事は、広域行政推進事業（前条各号に掲げる事業で、広域的な行政の推進が図られるものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する地方自治法第7条第1項の規定に基づき知事に合併の申請を行った市町村（以下「合併申請市町村」という。）、<u>市町村の合併の特例等に関する法律</u>（平成16年法律第59号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村を含む。以下「合併市町村」という。）並びに広域連合及びこれを組織する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。</p>	<p>(貸付金額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、知事は、広域行政推進事業（前条各号に掲げる事業で、広域的な行政の推進が図られるものとして知事が認めるものをいう。以下同じ。）を実施する地方自治法第7条第1項の規定に基づき知事に合併の申請を行った市町村（以下「合併申請市町村」という。）、<u>市町村の合併の特例に関する法律</u>（平成16年法律第59号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の規定の適用を受ける同法第2条第2項に規定する合併市町村を含む。以下「合併市町村」という。）並びに広域連合及びこれを組織する市町村に対して、知事が必要と認める額を貸し付けることができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。